

公募

令和8年3月2日

全国健康保険協会新潟支部

支部長 高橋 佳子

全国健康保険協会管掌健康保険人間ドック健診、生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査業務委託機関の募集について

1. 委託業務概要

全国健康保険協会管掌健康保険新潟支部における被保険者に対する人間ドック健診、生活習慣病予防健診及び肝炎ウイルス検査業務を委託して行うもので、「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等実施要綱」を基本とします。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとします。

3. 選定基準

受託機関は、以下の要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」（平成25年厚生労働省告示第92号）・「特定健康診査の外部委託に関する基準」を満たしていること。
- (2) 高確法及びその他関係法令を遵守し、「手引き」・「標準プログラム」に沿って特定健診を実施できること。
- (3) 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと、または前6か月以内に手形もしくは小切手の不渡り事故を起こしていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申し立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申し立てをした者にあつては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- (6) 個人情報の管理は、「個人情報保護法」・「医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためのガイドライン」・「個人情報取扱注意事項」、その他関連法令等の遵守を徹底していること。

(7) 別紙「健診実施機関の選定基準」を満たしていること。

4. 提出書類

- (1) 継続契約機関：『生活習慣病予防健診等選定基準等に関する調査書』および添付書類等
- (2) 新規契約機関：『令和8年度全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診新規受託申請書』および添付書類等

※提出書類については、応募を希望される機関へ別途配布しますので、ご連絡ください。

5. 提出書類（上記4）の提出期限

令和8年4月1日付契約の場合：令和8年3月13日（金）13：00まで
その後契約の場合：随時受付する。契約開始時期は書類受付後に決定。なお、最終受付は令和8年12月11日（金）までとする。

6. 提出・問い合わせ先

〒950-8513

新潟市中央区東大通 2-4-4 日生不動産東大通ビル 3F

全国健康保険協会新潟支部 保健グループ 山本・小林

☎ 025-242-0260 音声案内② （FAXによる提出は不可）

7. 実地調査の実施

上記4「提出書類」に基づき、新規契約に際しては事前に実地調査を行います。
日程は後日調整します。

8. 選定結果の通知

提出頂きました書類の審査を行い、その結果について後日通知します。

9. 委託契約

上記審査の結果、選定基準を満たした機関との間で「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診等業務委託契約書」を取り交わし、委託契約を締結します。

10. その他

- (1) 提出された書類一式は、返却しませんのでご了承ください。
- (2) 本事業応募に係る提出書類作成及び提出等に要する費用は、全て応募者の負担とします。